

評価高まる新制度の医療法人 相続税や贈与税の軽減に効果

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

第5次医療法改正により、2007年4月1日以降に設立される医療法人は、出資持ち分のない「基金拠出型医療法人」が基本となった。改正当初、「新制度の医療法人にはメリットがない」と言われ、設立件数も激減したが、運営や税務上の取り扱いが明らかになって評価は変わりつつある。改めて医療法人化のメリットを考えてみたい。

利益の払い戻しは「不可」

新制度の医療法人に対する最大の不満は、配当禁止のため、法人内に蓄積される設立以来の利益や基金を、当初の拠出額までしか払い戻せなくなった点。1000万円で設立した医療法人を、

正味財産（総資産－負債）が1億円のとときに解散しても、拠出者には1000万円しか払い戻されず、残りの9000万円は国や地方自治体などのものになる。

従来の制度では1億円がそのまま出資者に帰属していたため、その違いがクローズアップされ、「利益を蓄積しても国に持っていかれる」というネガティブな印象が広まった（図1）。

一方で、基金拠出という形態を採用したことにより、次のメリットがもたらされることになった。

(1) 税負担の軽い事業承継の実現

解散を想定した場合には基金拠出型のメリットは薄まるが、事業承継を前提とすれば全く逆となる。

従来型の医療法人は「出資」という設立形態だったため、税務上の時価評価は正味財産の増加に伴って上昇し、当初出資額の数十倍となる例もまれではない。このため、生前贈与や相続で持ち分を後継者へ

移転させる場合に多額の贈与税や相続税が発生し、対策に悩む理事長も少なくなかった。

一方、基金拠出型は、法人の財産価値がどんなに上昇しても基金の税務上の評価額は拠出額のまま。そのため、柔軟かつ有利に後継者へ財産が移転できるようになった。評価額を下げる対策が不要となり、税コストを考えずに事業承継が可能となったのだ。

ただし、後継者不在で将来法人の譲渡を考えている場合は、蓄積した利益を退職金として受け取り、理事長を退職などの方法を考える必要がある。

(2) 設立当初の消費税の負担軽減

株式会社などの法人を新設した場合、設立後2年間消費税が免除されるが、出資金などが1000万円以上だと初年度から消費税が課される。この点、基金拠出型の医療法人は出資金を有していないとして扱われ、基金の額にかかわらず当初の2年間は消費税が免除される。自由診療収入が多い医療機関は、税コストの軽減が期待できるわけだ。

ただし、設立後に高額な設備投資を行う場合には、消費税の課税事業者を

図1◎新旧医療法人の比較イメージ

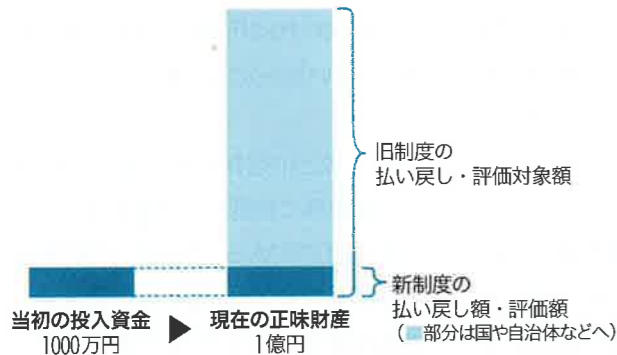


表1◎法人化に伴う税負担額のシミュレーション（2011年3月末時点）

| 個人事業の場合 | | | 法人化した場合 | | | | | | 節税額 (A-D) | |
|---------|------|------|---------|------|------|--------|------|------|--------------|-------|
| 事業所得 | 課税所得 | A 税額 | 法人所得 | B 税額 | 役員報酬 | 給与所得控除 | 課税所得 | C 税額 | | D=B+C |
| 5000 | 4810 | 2145 | 5000 | 1702 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1702 | 443 |
| | | | 4500 | 1521 | 500 | 154 | 156 | 23 | 1544 | 601 |
| | | | 4000 | 1340 | 1000 | 220 | 590 | 134 | 1474 | 671 |
| | | | 3500 | 1126 | 1500 | 245 | 1065 | 304 | 1430 | 715 |
| | | | 3000 | 950 | 2000 | 270 | 1540 | 508 | 1458 | 687 |
| | | | 2500 | 774 | 2500 | 295 | 2015 | 728 | 1502 | 643 |
| | | | 2000 | 599 | 3000 | 320 | 2490 | 965 | 1564 | 581 |
| | | | 1500 | 422 | 3500 | 345 | 2965 | 1203 | 1625 | 520 |
| | | | 1000 | 246 | 4000 | 370 | 3440 | 1440 | 1686 | 459 |
| | | | 500 | 112 | 4500 | 395 | 3915 | 1678 | 1790 | 355 |
| | | | 0 | 7 | 5000 | 420 | 4390 | 1915 | 1922 | 223 |

↑ 分散 ↑
 1. 医業以外の所得はないものとする
 2. 所得控除額は、扶養控除(2人分)+社会保険料控除=概算190万円としている
 3. 事業税は考慮していない(社会保険診療報酬は非課税のため)
 4. 実際の役員報酬の設定に当たっては、法人の規模などに応じて税務上の限度額がある

選択した方が有利となる場合もある。

所得分散による節税効果は同じ

基金拠出型でも、当然、従来からあった法人化のメリットを享受できる。

例えば、理事長が受け取る役員報酬は税務上給与所得に該当し、サラリーマンと同様、一定額の概算経費を収入から差し引ける。そのため、収入が同じでも所得税と住民税が軽減される。

所得税と法人税の税率差による節税効果もある。個人立診療所の課税所得に対する所得税・住民税の税率は所得に応じて15～50%なのに対し、医療法人に対する法人税・住民税の税率は22～35%程度(いずれも事業税を除く)。医業の所得を個人と法人に分散させることで、税負担の合計を抑えることができる。法人所得と個人所得をどう分散するかで異なるが、例えば医業所得が5000万円の診療所を法人化した場合、最大で715万円の節税になる(表1)。

資金繰りの改善にも寄与する。個人

立の場合、社会保険診療報酬支払基金で、支払いを受ける診療報酬の10%を源泉徴収されるが、医療法人は全額を受け取れるからだ。源泉徴収分は、確定申告の際に精算するので税負担は同じだが、月々の資金繰りは楽になる。

また、医療法人化すれば、分院開設による新たな展開も可能だ。理事長らに退職金を支給できるので、生命保険

契約を利用し、保険料を経費化しながらその原資を積み立てるなど、長期のリタイアメントプランの選択肢も広がる。

新制度になって、法人成りをためらう院長もいるが、医業の継続により有利な制度となった点は見逃せない。税コストの削減など長期のキャッシュフロー改善も期待できるため、今、医療法人化の検討を進める価値は十分にある。

森部の アドバイス 個人立には戻せず 法人化前に熟慮を



基金拠出型医療法人は、一言で言って、手軽かつ機動性に富む制度です。解散した場合の財産の帰属に関しても、退職金によるコントロールが可能ですから、先入観を持たず一度、法人化のシミュレーションをしてみることをお勧めします。

ただし、一度法人化してしまうと個人経営に戻すことは非常に困難です。法人化に当たっては、財務・制度面のメリット・デメリットに加え、後継者の有無や診療所譲渡の可能性なども考慮した長期の経営方針を、事前にじっくりと検討してください。

イラスト◎やまと 妹子